

募 公

令和7年5月30日

国立研究開発法人水産研究・教育機構

水產資源研究所管理部門塩釜拠点

下記の業務を行う特定の技術等を有する者を公募します。応募される方は、本公募内容を了承のうえ、下記によりご応募下さい。

記

1. 件 名 サンマ漁船によるソナーデータおよび漁獲物収集業務
2. 募集内容 サンマ漁船によるソナーデータおよび漁獲物収集業務の請負が可能な者
3. 業務内容 別紙「仕様書」による
4. 応募資格
- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
5. 提出書類
- ① 応募申込書（別紙様式）
- ② 国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写し
- ③ その他参考となる資料
6. 書類の提出場所等
- (1) 提出期限 令和7年6月27日 17時
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
- 〒031-0841 青森県八戸市鮫町字下盲久保25-259
- 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- 水産資源研究所管理部門塩釜拠点管理チーム（八戸）
- TEL 0178-33-1500
- FAX 0178-34-1357

上記 5 の提出書類を直接又は郵送により提出すること。（郵送の場合は、提出期限までに到着するよう提出すること。）

7. 質疑等

質疑がある場合には、令和 7 年 6 月 13 日までに上記 6. あてにファックス又はメール（メールの場合はアドレス照会のこと。）にて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は当該質疑のあった者に行うとともに当機構のホームページにて公表する。なお、当該日以降に質疑があった場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

8. 応募結果の公表等

応募の結果は、当機構のホームページで公表する。

なお、上記 3 及び 4 の要件を満たす応募が一者の場合には、当該者との随意契約に移行するものとする。

また、応募が複数ある場合には、一般競争入札に移行するものとする。その場合には、別途、公告する。

9. その他

提出書類の作成・応募等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しないものとする。

また、応募者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

10. 契約に係る情報の公表

（1）公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注 1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注 2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

（2）公表する情報

上記（1）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数

量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（5）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

本公募の結果、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件 名 サンマ漁船によるソナーデータおよび漁獲物収集業務
2. 業務目的 本業務は、サンマ漁船の漁場への往復時及び操業・探索時にソナーデータや魚群探知機データを収集すると共に漁獲物の収集を行うことにより、漁期中の漁場周辺におけるサンマ及び他の浮魚類の分布を定量的に把握することを目的とする。
3. 業務場所 水揚げ港から漁場までの往復海域及び漁場
(北緯34度54分6秒の線以北～北緯47度以南、東経170度以西の太平洋海域) ※但し外国の管轄がおよぶ海域を除く
4. 業務期限 令和8年1月29日
5. 業務内容
 - (1) 使用漁船の決定
 - ・請負業者は、別表に仕様を満たす漁船3隻(漁船A: 音響データ取得及び標本採集×2隻 漁船B: 標本採集×1隻)を用意し、当機構担当職員が訪船の上、本業務の実施可否を判断する。
 - ・実施不可と判断された場合、他船を用意し、同様の手続きにより3隻を決定する。
 - (2) データ収録装置の設置【漁船A実施】
 - ・請負業者は、(1)で決定した漁船に当機構が所有するデータ収録装置を宮城県内で設置する際に立ち会う。
 - ・データ収録装置の設置日は、当機構担当職員及び請負業者が双方協議の上、決定する。
 - ・データ収録装置の設置にかかる業務は当機構が実施し、それにかかる一切の費用は、当機構が負担する。
 - (3) ソナーの校正作業【漁船A実施】
 - ・請負業者は、ソナーの校正作業を、収録装置の設置時に合わせて行う。
 - ・収録装置の設置後は、当機構担当職員を漁船に同船させ、連続8時間以内の航行中に、ソナー校正作業を行ったうえで、操作上の動作に異常がないかを確認する。
 - ・ソナーの校正作業にかかる費用は、燃油代を除き全て当機構が負担する。
 - (4) 漁網データロガー設置【漁船A実施】
 - ・請負業者は、調査時刻、調査回数及び漁場の表面水温を把握するため、当機構が所有する漁網データロガー(カプセル型 15 mm径×46 mm長)を設置し、調査終了後に取り外す。
 - ・請負業者は、漁網データロガーの取り付け位置を当機構担当職員と打ち合わせの上、決定する。
 - ・請負業者は、調査中は常に漁網データロガーが装着されていることを確認し、亡失した場合は、直ちに当機構担当職員に連絡する。
 - (5) ソナーデータおよび魚群探知機データ収集(8月中旬～12月中旬)【漁船A実施】
 - ・請負業者は、操業時または漁場までの航走時に、ソナーデータを収集する。
 - ・請負業者は、当機構が定める別紙1に収集データを記載して、当機構担当者提出する。
 - ・請負業者は、航行中は緯度経度、表面水温、海象、気象、魚群等の発見情報、操業中は操業情報(漁獲緯度経度、表面水温、漁獲量、入網回数、混獲魚の種類)を請負者が用意する様式に記載する。
 - ・1隻あたりのソナー収集データは、500時間を目安とする。
 - ・魚探データ収録時間の1隻あたりの収集データは500時間を目安とする。
 - (6) データおよび漁網データロガー確認【漁船A実施】

- ・請負業者は、調査期間中に当機構担当職員から収集データの提示と漁網データロガーの動作確認を求められた場合は対応する。

(7) データ収録装置の取り外し【漁船A実施】

- ・請負業者は、調査終了後に宮城県内で行うデータ収録装置の取り外しに立ち合い、原状復帰後のソナーの動作確認を行い、データ収録装置設置前の状態に復旧していることを確認する。
- ・データ収録装置の取り外しにかかる業務は当機構が実施し、それにかかる一切の費用は、当機構が負担する。

(8) 標本採集及び発送【漁船A及び漁船B実施】

①標本採集

- ・1隻あたりの採集回数は、サンマが12回、その他浮魚類が6回を目安とする
- ・サンマは、10日に一回程度、当機構が定めた時間帯に漁獲した中から8kgを無作為に抽出して冷凍標本とする。
- ・その他浮魚類は、まとめて漁獲された場合、サンマ標本と同様に冷凍標本とする。
- ・冷凍標本は、別紙2に必要事項を記入したラベルを同梱しダンボール箱に梱包する。

②発送

- ・冷凍標本は、入港時に当機構八戸庁舎あてに冷凍用宅配便の元払いで発送する。
- ・発送にかかるダンボール箱、ラベル及びビニール袋は当機構から支給する。

(9) 漁船の航跡データおよび公海における操業記録提出【漁船A及び漁船B実施】

- ・調査を実施している漁船について、船舶位置監視システム（VMS）で取得した航海中の一時間ごとの位置データを、月末にMS-Excel形式の電子ファイルに取りまとめて提出する。
- ・操業位置、漁獲量データについても漁期終了後に同様に提出する。

6. 成 果 品

請負業者は、収集したデータ及び標本について別途指示する報告様式に従い、当機構担当職員へ2部提出する。

7. 特記仕様

- (1) 業務に関連する全てのデータについて、当機構の許可なく当該業務の処理以外の目的に使用し、又は外部に提供してはならない。
- (2) 業務上知り得た機密事項を一切他に漏洩してはならない。
- (3) 請負者はソナーデータ、魚探および標本の収集状況を毎日把握し、2航海に1回当機構担当職員にメールにて報告すること。

8. そ の 他

- (1) 本業務にかかる費用は、業務内容に記載しているものを除き、全て請負者にて負担すること。
- (2) 本業務期間中、当機構担当職員より業務等について実施状況の報告を求められた場合、速やかに報告すること。
- (3) 詳細については、当機構担当職員の指示に従うこと。

別表

(1) 使用漁船の決定	漁船A	漁船B
・ 北太平洋さんま漁業の許可（農林水産大臣許可）を有していること。	●	●
・ 標本を保管できるマイナス18℃以下の冷凍設備を有すること。	●	●
・ 公海漁場まで支障なく出漁できること。	●	●
・ オホーツク海、根室海峡での調査実施に備え、2隻のうち1隻は北海道船籍で北海道知事許可を有していること。	●	
・ 古野電気製全周ソナーFSV-25又はFSV-28Wを装備していること。	●	
・ 次に掲げる魚群探知機を最低1台備えていること。		
古野電気製 FCV-1900G、FCV-1200LまたはFCV-1150	●	
ソニック製 KSE-300またはKSE-310		
・ ソナー送受波器突出時の先端深度が喫水から4.0m以深であること。	●	
・ 船内にデータ収録装置（A4サイズ）の設置場所及び供給電源（100V）を有し、LANケーブルの敷設が可能であること。	●	

●は条件を満たす

(別紙 1)

スキャニングソナー計測野帳

収録開始日時	表面水温	行動目的	魚群の種類	他船の状況
月 日 時 分	℃	漁獲 探査 移動	サンマ イワシ サバ類 その他	多 少 無

収録終了日時	表面水温	行動目的	魚群の種類	他船の状況
月 日 時 分	℃	漁獲 探査 移動	サンマ イワシ サバ類 その他	多 少 無

収録中のコメント (特記事項があれば記入してください)

(別紙2)

サンマ 混獲魚 標本

船 名	標本番号
漁獲年月日 年 月 日	
採集時刻 時 分	混獲魚は 記載不要
漁 法 棒 受 網	
採集位置	
(緯度) N	
(経度) E	
水 温 °C	
サンマの採集は 時ころの時間帯にお願いします	

〒031-0841 青森県八戸市鮫町下盲久保25-259

担当 (八戸庁舎)